

滋賀労働

Mother Lake

滋賀県労働広報紙

633号 2015

平成26年度「働くあなたへ 絵てがみ・イラスト作品展」 入賞作品決定!

県では、ワーク・ライフ・バランスについての理解の促進と、男性も女性も働きやすい環境づくりへの社会全体の気運を盛り上げていくことを目的として、「働くあなたへ 絵てがみ・イラスト作品展」を開催しました(主催:滋賀県・一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会)。

今回は、昨年10月から12月16日までの間、作品を募集しましたところ、小学生以下の部134点、中学生の部437点、一般の部142点のご応募をいただきました。

厳正な審査の結果、各部の最優秀賞、優秀賞、入選の入賞作品を決定しました。

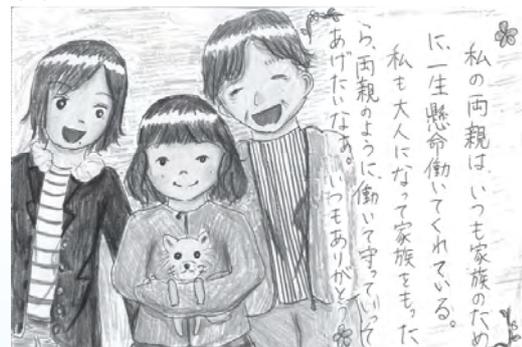
入賞作品および審査上位の作品については、県立近代美術館(平成27年2月24日～3月1日)および県立男女共同参画センター(平成27年3月3日～3月17日)において展示しました。

小学生以下の部 最優秀賞



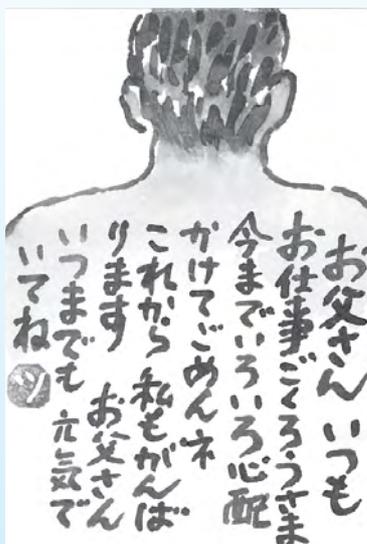
藤本 優杏さん(草津市・小学4年生)

中学生の部 最優秀賞



長瀬 結月さん(大津市・中学1年生)

一般の部 最優秀賞



高橋 ツネさん(守山市)

目次

- 表紙 「働くあなたへ 絵てがみ・イラスト展」入賞作品決定
- P2 「働き方・休み方改善ポータルサイト」を利用し働き方改革を！
4月以降の行動計画策定届の届出はお済みですか？
- P3 アピリンピック滋賀2014の開催報告
- P4 在職者訓練(技能向上セミナー)のご案内
- P5 企業の皆さまからの求人をお待ちしています！
- P6 淡海(おうみ)子育て応援団に登録しませんか？
『しがふぁみ』の「特色ある実践事例」紹介
- P7 若手人材定着支援事業の参加企業募集のご案内
平成27年度能力開発研修のご案内
- P8 障害者雇用納付金申告・申請期間等のご案内
シルバー人材センター「会員登録募集中！」
- P9 労働委員会だより
- P10 労働相談Q&A
- P11 平成26年年末一時金受給状況の結果
平成26年労働組合基礎調査の結果
- P12 平成27年度労災保険率、労務費率等が改定されます
求職者総合支援センターでの生活相談と通訳業務終了のお知らせ

「働き方・休み方改善ポータルサイト」を利用して働き方改革を進めてみませんか

厚生労働省では、企業の皆さまが社員の働き方・休み方の改善に向けた検討を行う際に活用できる「働き方・休み方改善ポータルサイト」を開設しています。サイトでは、専用指標によって企業診断ができる「働き方・休み方改善指標」や、「企業における取組事例」などを掲載しています。また、社員が自らの働き方・休み方を振り返るための診断も行えますので、サイトを活用して働き方改革を進めてみませんか。



「働き方・休み方改善ポータルサイト」
<http://work-holiday.mhlw.go.jp>

お問い合わせ先

滋賀労働局労働基準部監督課
 大津市御幸町6番6号 TEL: 077-522-6649

平成27年4月以降の行動計画策定届の届出はお済みですか？

次世代育成支援対策推進法(以下、次世代法という。)が改正され、法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

このため、平成27年4月1日以降も引き続き、次世代法に基づき一般事業主行動計画(以下、「行動計画」という)を策定し、策定届を労働局に届出していただく必要があります。

本年3月31日で行動計画の終期を迎える事業主(企業単位)で、まだ行動計画策定届の届出がお済みでない事業主は、早急にお届出いただくようお願いいたします。

| 企業規模 | 行動計画の策定、届出、公表・周知 |
|-------------|------------------|
| 従業員101人以上企業 | 義務 |
| 従業員100人以下企業 | 努力義務 |

【行動計画とは】

企業が次世代法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画のことです。行動計画には、①計画期間、②目標、③その達成のための対策と実施時期を定めます。

モデル例はこちら → <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

行動計画策定届はこちら → <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

【お問い合わせ先・行動計画策定届届出先】

滋賀労働局雇用均等室 〒520-0051 大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階
 TEL: 077-523-1190 FAX: 077-527-3277

第13回滋賀県障害者技能競技大会 (アビリンピック滋賀2014')が開催されました!

平成26年12月14日(日)、滋賀職業能力開発短期大学校(ポリテクカレッジ滋賀)において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀障害者職業センターと滋賀県の共催で、第13回滋賀県障害者技能競技大会が開催されました。

また、平成27年1月15日(木)、滋賀県公館において、この大会の各種目の成績優秀者に対する表彰を行いました。

障害者技能競技大会(アビリンピック滋賀)は、障害者が、技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持つことができるよう、その職業能力の向上を図るとともに、広く障害者に対する社会の理解と認識を高め、雇用の促進と地位の向上を図ることを目的とし、平成14年度より開催されています。

本年度は、喫茶サービスなど9競技種目に77名の選手が出場して、日頃職場や職業訓練の場で培った技を競いました。

このうち6種目について、滋賀障害者職業センター所長より金賞、銀賞、銅賞、努力賞が授与されました。また、滋賀県知事より、金賞受賞者の中で、特に優秀な成績を取めた3名に知事表彰が授与されました。



▲1月15日 表彰式(滋賀県公館)

●各賞の受賞者 (◎知事表彰者：敬称略)

| 競技種目 | 金賞 | 銀賞 | 銅賞 | 努力賞 | | |
|------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|
| ワード・プロセッサ | 安井 謙治 (株式会社滋賀富士通ソフトウェア) | 小須田 士 (関西福祉学園働き教育センター) | 近藤 崇弘 (関西福祉学園働き教育センター) | 青木 尚子 (ヤンマーシンピオニス株式会社) | — | — |
| 製品パッキング | ◎山田 真也 (滋賀県立高等技術専門学校) | 阪口 龍二 (株式会社クレール) | 筒井 沙智 (カルビー・イートーク株式会社) | 宮原 譲 (滋賀県立信楽学園) | 赤沼 裕樹 (滋賀県立北天津養護学校) | — |
| パソコンデータ入力 | 小久保恵理 (草津市役所) | 前田伊吹樹 (株式会社クレール) | 三木 悠生 (滋賀県立甲南高等養護学校) | 瀬戸 祥穂 (滋賀県立高等技術専門学校) | — | — |
| 喫茶サービス | ◎芝田 脩平 (関西福祉学園働き教育センター) | 秦 知里 (株式会社クレール) | 清水 隆太 (関西福祉学園働き教育センター) | 犬井 理乃 (滋賀県立甲南高等養護学校) | 藤本 陽 (関西福祉学園働き教育センター) | 井上 恵太 (ヤンマーシンピオニス株式会社) |
| オフィスアシスタント | 金山 徹 (滋賀県立高等技術専門学校) | 西本 新一 (さつき作業所) | 疋田 秀樹 (株式会社クレール) | 竹田 琴音 (滋賀県立甲良養護学校) | 井口 雄介 (滋賀県立信楽学園) | 石原 由子 (つばきはらファクトリー) |
| ビルクリーニング | ◎竹田有輝也 (滋賀県立新旭養護学校) | 川副 昌人 (株式会社クレール) | — | — | — | — |

※この大会では3名以上の参加があった種目について、表彰の対象としています。

ZENROSAI NEWS 広告

2514B067



全労済の

住まいる共済

新火災共済・新自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

全労済の火災共済は、誕生から60年。より皆さまの「暮らしの安心」にお役立ちできるよう、火災共済は「住まいる共済」に生まれ変わりました。この機会にぜひ住まいの保障の見直しをご検討ください。

保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会

＜お問い合わせ先＞ 全労済 滋賀県本部 大津支所 〒520-0801 大津市におの浜4-5-1 TEL 077-524-6031
(滋賀県労働者共済生活協同組合) 彦根支所 〒522-0074 彦根市大東町4-28彦根勤労福祉会館2F TEL 0749-24-6605
【営業時間】 9:00~17:00 【休日】 土・日・祝日・年末年始(12/30~1/3)

在職者訓練(技能向上セミナー)のご案内

県および(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練(技能向上セミナー)を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

滋賀県

滋賀県では、以下のコースの在職者向け訓練を行っております。

機械系 (普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、機械 CAD など)

溶接系 (アーク溶接特別教育、TIG 溶接の基礎、産業用ロボット特別教育など)

電気系 (第二種電気工事士受験準備、電気主任技術者のための知識など)

建築系 (JW-CAD、建築測量、早描き建築室内パースなど)

制御系 (有接点リレーシーケンス制御、PLC 制御、油圧・空気圧制御など)

※コースの詳細(開催日・内容・受講料等)、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

| | | |
|-------|---|------------------------|
| 施設 | 高等技術専門校米原校舎(テクノカレッジ米原) | 高等技術専門校草津校舎(テクノカレッジ草津) |
| 所在地 | 米原市岩脇 411-1 | 草津市青地町 1093 |
| T E L | 0749-52-5300 | 077-564-3297 |
| F A X | 0749-52-5396 | 077-565-1867 |
| H P | http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/index.html#seminar | |

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

ポリテクセンター滋賀およびポリテクカレッジ滋賀で実施される在職者訓練(能力開発セミナー)コース(平成27年5月分)は以下のとおりです。

ポリテクセンター滋賀で実施されるコース

| コース名(機械系) | 受講料 | 定員 | コース NO | 実施日 | 実施時間 |
|----------------------------|--------|----|--------|------------|------|
| 製造技術者のための油圧実践技術 | 14,000 | 9 | M6101 | 5/20.21.22 | 18 |
| 機械保全実践技術(伝動装置・分解組立調整編) | 18,300 | 6 | M6311 | 5/26.27.28 | 18 |
| 実践機械設計技術(2次元設計)(AutoCAD 編) | 14,000 | 10 | M6031 | 5/27.28.29 | 18 |
| コース名(電気・電子系) | 受講料 | 定員 | コース NO | 実施日 | 実施時間 |
| 有接点シーケンス制御の実践技術 | 10,000 | 10 | E7111 | 5/11.12 | 15 |
| 有接点シーケンス制御による電動機制御の実務 | 12,000 | 10 | E7121 | 5/13.14.15 | 18 |
| 実践電子回路計測技術 | 9,500 | 10 | E7021 | 5/14.15 | 15 |
| 実践的 PLC 制御 | 9,000 | 10 | E7171 | 5/21.22 | 12 |
| 電気系保全実践技術 | 12,000 | 10 | E7341 | 5/27.28.29 | 18 |
| PLC による実践的 FA センサ活用技術 | 10,000 | 10 | E7231 | 5/28.29 | 15 |

ポリテクカレッジ滋賀で実施されるコース

| コース名(設計・開発関係) | 受講料 | 定員 | コース NO | 実施日 | 実施時間 |
|-----------------------------|--------|----|--------|--------------|------|
| ネットワーク工程管理実践技術 NEW | 7,000 | 10 | CH091 | 5/14.15 | 12 |
| 建築設計におけるリアリスティックプレゼンテーション技術 | 10,100 | 10 | CH071 | 5/20. 6/9.16 | 12 |

※受講をご希望の方は、受講申込書を各施設あてFAX願います。受講申込書については、下記へお電話願います。

| | | |
|-------|---|---|
| 施設 | 滋賀職業能力開発促進センター(ポリテクセンター滋賀) | 滋賀職業能力開発短期大学校(ポリテクカレッジ滋賀) |
| 所在地 | 大津市光が丘町 3-13 | 近江八幡市古川町 1414 |
| T E L | 077-537-1191 | 0748-31-2252 |
| F A X | 077-537-1299 | 0748-31-2255 |
| H P | http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/zaishoku/index.html | http://www3.jeed.or.jp/shiga/college/business/seminar_h27.html |

企業の皆さまからの求人をお待ちしています!!

<企業の即戦力となる人材を育成しています!>

<次代のものづくりをリードしていく若き技能者を育成しています!>

県および(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構では、求職者の早期再就職、新規学卒者の職業能力開発のため、ものづくりの技能と知識を習得するための施設を設置しています。

離転職者を対象にした訓練では、企業ニーズに合わせた訓練課程により、企業の即戦力になるための必要な技能と知識を備えた優秀な人材を育成しています。

また、新規学卒者を対象にした訓練では、実習に重点を置き、基礎から応用まで段階的かつ体系的に訓練を実施し、優れた技能・技術と豊かな創造力でこれからのものづくりを牽引していく人材の育成に努めています。各施設では、企業の皆さまからの求人をお待ちしています。

【こんな職種の訓練を実施しております】

ビル設備管理、機械製図、数値制御プログラミング
 機械加工、電気工事、設備工事、溶接、機械の組立・調整・保全
 マイコン制御、縫製、販売、塗装、建築、自動車整備 等

滋賀県立高等技術専門学校

| 訓練科名 | 訓練期間 |
|-----------|------|
| 自動車整備科 | 2年 |
| 生産システム制御科 | // |
| コンピュータ制御科 | 1年 |
| 生産システム設備科 | // |
| 服飾デザイン科 | // |
| 機械加工技術科 | // |
| 塗装技術科 | // |
| 木造建築科 | // |
| 溶接技術科 | // |

| 訓練科名 | 訓練期間 |
|-----------|------|
| 総合実務科 | 1年 |
| 住宅リフォーム科 | 6ヶ月 |
| 総合技能系 | |
| 金属加工技術コース | 1年 |
| 機械実践技術コース | 6ヶ月 |
| 溶接実践技術コース | // |
| 電気設備技術コース | // |
| 電気機械技術コース | // |

ポリテクセンター滋賀

| 訓練科名 | 訓練期間 |
|------------|------|
| ビル設備サービス科 | 6ヶ月 |
| CAD/CAM技術科 | // |
| 工場管理保全科 | // |
| 電気設備技術科 | // |
| 溶接施工科 | // |
| 機械加工NC技術科 | // |
| 制御プログラム科 | // |
| ICT生産サポート科 | // |

お問い合わせはこちらまで!

滋賀県立高等技術専門学校

米原校舎 (テクノカレッジ米原) 〒521-0091 米原市岩脇 411-1 TEL 0749-52-5300
 草津校舎 (テクノカレッジ草津) 〒525-0041 草津市青地町 1093 TEL 077-564-3297
<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/kigyoku/kyujin.html>

ポリテクセンター滋賀 (独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀職業能力開発促進センター)

大津市光が丘町 3-13 TEL 077-537-1347 (訓練課受講者第二係)
<http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/jigyonushi/saiyo.html>

住まいのことなら何でもご相談ください

広告



滋賀県勤労者住宅生活協同組合は、
安心と信頼が違います。
 おかげ様で46周年を迎えることができました。

1. 分譲地の開発
2. 分譲地の販売
3. 建物のプランから建築まで
4. 不動産の仲介
5. リフォーム&サポート

滋賀県知事(12)第631号



滋賀県勤労者住宅生活協同組合

TEL.077-524-2800

滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階 <http://www.shiga-jutaku.jp/> 滋賀住宅生活協同組合

定休日/火・水・祝

企業の皆さん、^{おうみ}淡海子育て応援団に登録しませんか？

県では、社会全体で子育て家庭を支える環境づくりを推進するため、子育てを応援する企業や店舗を淡海子育て応援団として登録し、その取組内容を県HP等で紹介しています。この「淡海子育て応援団」の趣旨に賛同し、参加していただける企業や店舗を募集しています。

応援団に登録するための条件：子育て家庭が優遇される商品やサービスの開発・提供、子育て家庭が利用しやすい設備の整備や付加的サービスの提供、その他子育て支援に関する取組を実施していただけることが条件です。

(例：飲食代・子ども服等の割引、プレゼント、キッズスペースやオムツ替えシートの設置等)

子育て支援サービスの対象者：県内の18歳未満のお子さんや妊婦さんがいる家庭に県が淡海子育て応援カードを発行しており、このカードを保持している方にサービスを実施していただいています。

また、関西2府6県(三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、鳥取県)および岐阜県と相互利用を実施しています。



応援団申込み方法：淡海子育て応援団HPからパソコンでお申込みください。

http://omikosodate.jp/regist_corp.php

詳しくは下記までお問合せください。

問合せ先

滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

MAIL: syoushika@pref.shiga.lg.jp TEL: 077-528-3552(土・日・祝・年末年始を除く)

滋賀県家庭教育協力企業協定制度(しがふぁみ)にかかると「特色ある実践事例」の紹介

滋賀県教育委員会は、平成18年度から家庭の教育力の向上に向けた職場づくりに、経営者・従業員をあげて自主的に取り組んでいただける企業・事業所様と「滋賀県家庭教育協力企業協定制度」による協定を結び、子どもたちの健やかな育ちのための取組を推進しております。

平成27年1月23日現在、1,354の企業・事業所様に取組を進めていただいているところです。

その中から、家庭の教育力の向上に向けた職場づくりや、子どもの体験活動・健やかな育ちに効果が高いと認められる取組を「特色ある実践事例」として「**におねっと**」(県教育委員会生涯学習課所管ホームページ)に掲載しておりますので、今後の取組や職場の環境改善等の参考としてください。

*「特色ある実践事例」掲載6事業所

- ・パナソニック株式会社アプライアンス社(草津市)
- ・株式会社北びわこ水産(長浜市)
- ・滋賀中央信用金庫(彦根市)
- ・谷末自転車商会(近江八幡市)
- ・株式会社村田自動車工業所(大津市)
- ・高島鋳建株式会社(高島市)

※ **におねっと** で検索してください。

【問合せ先】

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課 地域家庭教育担当：中北

TEL 077-528-4654 FAX 077-528-4962 E-mail:ma06@pref.shiga.lg.jp

滋賀県若手人材定着支援事業参加企業募集のご案内

若手人材 定着支援とは…

将来を担う若者等が意欲と誇りを持って就労し、安心して働けるよう、企業の就労環境向上を目的として、オムロン パーソナル株式会社から受託し実施します。職場づくりや人材育成をはじめ、社員の定着に繋がる就労環境の改善について、様々な支援メニューでサポートします。

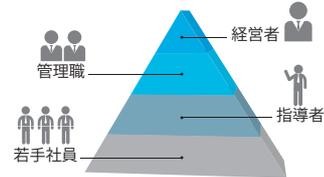


- 支援対象 若手人材の定着にお悩みがある企業
 滋賀県に本社のある企業

主な支援内容

集合研修

若手社員の仕事力・部下力向上の研修に加え、指導監督層への研修、人材の定着・育成を経営課題として取組んでおられる経営層までのワンストップ型の研修を実施します。
 さらに、若手社員があまり話したことがない経営層とのワールドカフェも実施し、企業を超えた幅広い視野醸成につなげていきます。



アセスメントツールによる特性分析

客観的に社員の行動特性を分析し、若手社員の特性を把握します。組織及び個々の傾向を確認し、人材育成や職場の改善に活用します。

若手社員へのキャリアカウンセリング

若手社員が抱えている課題を引きだし、その解決に向けた個別相談を通して若手社員のメンタルフォロー、キャリアビジョンの整理、モチベーションアップを促します。

経営者層へのコンサルティング

収集した傾向等をフィードバックし、組織的に解決しなければいけない課題・傾向を把握いただき、その課題解決に必要な制度、体制といった「職場環境/就労環境/社内のしくみ」の改善をご提案します。

お問い合わせ先

滋賀県若手人材定着支援事業

受託事業主 オムロンパーソナル株式会社

ご利用時間/【月～金】午前9時～午後5時 土・日・祝・年末年始は休業

TEL 077-588-9700 FAX 077-588-9902

〒520-2362 滋賀県野洲市三宅686-1 オムロン野洲事業所内

委託元

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

TEL 077-528-3759

H27年度 能力開発研修のご案内

キャリアデザイン・キャリアコーチング・マネジメント研修など各種研修は
 滋賀県職業能力開発協会にご相談ください。

| 番号 | 研修名 | 締切日 | 実施日 |
|----|------------------------------|-------|--------------|
| 2 | 初級管理職「マネジメント能力向上」研修 | 4/6 | 4/21.22 |
| 3 | 監督職「実務能力向上」研修 | 4/28 | 5/19 |
| 4 | 【新規】マネジメント&リーダーシップ研修 | 5/8 | 5/28.29 |
| 5 | 【新規】人材育成とメンタルヘルス研修 | 5/28 | 6/18.19 |
| 6 | 人の扱い方(TWI-JR)基本速習研修 | 6/5 | 6/25 |
| 7 | 若手グループ長リーダーシップ基礎研修 | 6/26 | 7/16.17 |
| 8 | 問題解決能力向上研修～業務改善編～ | 7/15 | 8/4 |
| 9 | 教育技法(TWI-JI、JM、JR)基本速習研修 | 第1回 | 8/20 9/10.11 |
| | | 第2回 | 1/28 2/18.19 |
| 10 | ISO 14001 規格改定セミナー | 第1回 | 9/4 9/25 |
| | | 第2回 | 11/20 12/11 |
| 11 | 品質管理基礎研修 | 9/24 | 10/14 |
| 12 | リーダー・監督者の為の基礎研修 | 10/2 | 10/22 |
| 13 | ISO 9001 内部監査コース規格改定対応版セミナー | 10/23 | 11/12.13 |
| 14 | ISO 14001 内部監査コース規格改定対応版セミナー | 1/13 | 2/4.5 |

1 上記研修の費用、詳細及び申込用紙等については、滋賀県職業能力開発協会のホームページからご覧いただけます。 <http://www.shiga-nokaikyo.or.jp>

2 お問い合わせ・お申込先

滋賀県職業能力開発協会 能力開発課

〒520-0865 大津市南郷五丁目2-14 TEL: 077-533-0850 / FAX: 077-533-3909

滋賀高齢・障害者雇用支援センターからのお知らせ

平成27年度障害者雇用納付金申告・申請期間等のご案内

(1) 納付金の申告申請期間

- ・障害者雇用納付金 平成27年4月1日～5月15日
- ・障害者雇用調整金 //
- ・報奨金 平成27年4月1日～7月31日

(2) 納付金の申告申請対象期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日

(3) 申告申請書の提出方法

- ・送付または持参(開庁時間8:45～17:00 土・日・祝日除く)
- ・電子申告申請(機構ホームページより申告申請9:30～17:00)

※詳しくは下記までお尋ねください。

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀高齢・障害者雇用支援センター
大津市光が丘町3-13(ポリテクセンター滋賀内) TEL. 077-537-1214 FAX. 077-537-1215

※当センターは、平成27年4月1日より独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「滋賀支部高齢・障害者業務課」に名称変更をいたします。

Live Longer, Work Longer... (より長<生き、より長<働<)

シルバー人材センター「会員登録 募集中！」

3月未退職予定のみなさん！ シルバー会員募集中で一す…！

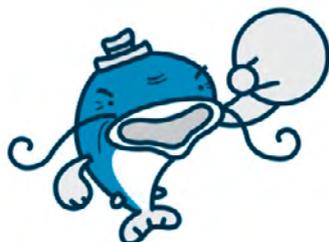
人生はこれからです… 超高齢社会の今日、人生90年時代とも…
時代は、いま「生涯現役社会」と言われています。

定年退職を迎え、これまでのようなフルタイム労働は卒業し、好きな趣味や習い事もやりながら、少しは働いて、年金プラスアルファの小遣いもほしい…そんなことを考えておられる方もいらっしゃると思います。

そんな時は、ぜひ、あなたの街のシルバー人材センターを訪ねてみてください。

新しい仲間と仕事があなたをお待ちしています。これまでの経験も活かしつつ、地域貢献、社会貢献をして、生きがいを見つけ、生涯現役を実践して頂ければ幸いです。

退職後まずは、**お住まいの市町シルバー人材センターで会員登録を！**



滋賀県シルバー普及啓発キャラクター
「なまひげ先生」

お問い合わせ先

公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会

〒520-0054 大津市逢坂1丁目1-1 テトラ大津3階

TEL: 077-525-4128 FAX: 077-527-9490

<http://www.sjc.ne.jp/shigapref>

不当労働行為事件の概要について

不当労働行為事件とは

労働組合法では、使用者が不当労働行為を行ったと思われる場合は、労働組合や組合員が、労働委員会に救済を申し立てることができます。労働委員会では、その申立ての審査を行い、使用者の行為が不当労働行為にあたるか否かの判断をしています。

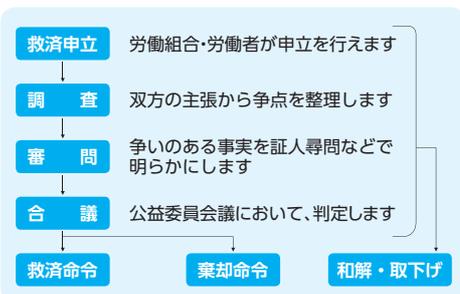
平成26年に取り扱った不当労働行為事件

平成26年に当委員会が取り扱った不当労働行為審査事件は、前年からの繰越事件2件と新規申立事件1件の計3件でした。なお、平成26年に終了した2件の事件(平成26年に決定し、平成27年に命令書の写しを交付した事件も含む。)の概要は、次のとおりです。

【A不当労働行為事件】 審査期間：506日

A社の従業員が、報奨金制度等の給与制度等の改善を求めため、X組合に加入しA支部を結成し交渉していたところ、①営業部門で勤務していたX組合のY支部長を他部門に配置転換を行ったこと、②7回の団体交渉のうち、4回目の団体交渉について、A社が期日の設定を遅らせたこと、③4回目と7回目の団体交渉のA社の発言等が不誠実であったこと、④A社の役員であるZ主任から組合員らに対し威圧的な発言がされていることが不当労働行為にあたるとして、X組合は当委員会に救済申立てを行いました。

当委員会では、①Y支部長の配置転換については、組合活動等の故をもって行ったとするには証拠が不十分で不利益取扱いにはあたらず、②4回目の団体交渉は、急を要する課題があったわけではないことなどから、A社の対応が不誠実とまでは言えないと判断しましたが、③4回目と7回目の団体交渉の「営業手当」と「時間外手当」の関係についての説明は不十分で不誠実な対応であり、④Z主任の発言は、組合活動等に対する干渉的発言で、支配介入にあたるとして、一部救済命令を発しました。



【B不当労働行為事件】 審査期間：527日

B社は、土木工事を行うために外国人労働者を雇用するC社と請負契約を結んでいました。Vは、C社等の社員として、17年以上B社の現場で働いていましたが、B社とC社の理由により請負契約が終了し、B社の現場での仕事が出来なくなりました。なお、Vは、D社と雇用契約を結んでおり、D社から他の仕事を紹介されましたが、その仕事には従事せず、D社を退職しました。これを不満としたVは、W組合に加入し、滋賀労働局に偽装請負の申告をするとともに、W組合はB社に対し、Vへの直接雇用義務違反や休業補償等を協議事項とした団体交渉を申し入れました。

B社は、Vの雇用主ではないため、団体交渉に応じる義務がないとしてこれを拒否し、W組合は、何度か団体交渉を申し入れましたが、B社は団体交渉に応じませんでした。その後、滋賀労働局がB社に対して是正指導を行ったことから、W組合は、再び、B社に対して団体交渉を申し入れましたが、B社は応じませんでした。このため、W組合は、B社の行為は団体交渉拒否等の不当労働行為にあたるとして、当委員会に救済申立てを行いました。

当委員会では、B社とVとの間に黙示の労働契約は成立しておらず、また、B社は、Vの採用、配置等の一連の雇用の管理に関する決定について、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的な関与等が認められないことから、B社は、Vの労働組合法における使用者ではない等と判断し、W組合の申立てを棄却しました。なお、W組合の申立ての一部は、既に申立期間を過ぎているため却下しました。

「月例労働相談」をご利用下さい。

当委員会の委員（公労使各側1名）による月例労働相談会（無料）を開催しています。

開催日時：毎月第4金曜日 14：45～

開催場所：滋賀県労働委員会室
（電話による事前予約制）

労使紛争に関する相談やお問い合わせがありましたら、お気軽にお電話ください！

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町4丁目1番1号 県庁東館5階

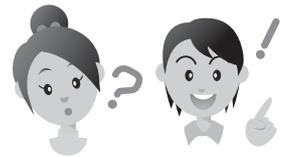
TEL：077-528-4473

<http://www.pref.shiga.lg.jp/l/roi/>

労働相談 Q & A

テーマ

『退職について』



最近の労働相談では、雇用情勢が改善してきた影響が、「会社に退職の申入れをしたが、あれこれ理由をつけて、なかなかやめさせてもらえない」など退職に関連しての相談が増えています。そこで今回は「退職」について確認してみることにします。

質問1

会社に退職の意思を伝えたのですが、やめさせてもらえない場合、どうしたらよいですか？

回答1

退職の申出は、労働者側から労働契約を解約する旨の意思表示であり、会社の承認や同意までは必要ありませんが、退職には一定のルールがあり、それに従った手順をとることが必要です。

具体的には、就業規則のある場合は、その規定に従って退職届を提出します(なお、極端に長い退職申入れ期間を設定している場合等は、労働者の退職の自由が極度に制限され、公序良俗の見地から無効とされる場合もあります)。

就業規則のない場合で、契約期間の定めがない場合には、労働者はいつでも雇用の解約の申入れをすることができ、申入れ日から2週間(ただし、月給制のように期間をもって報酬を定めている場合には、期間の前半に申入れをして当期末)を経過したときに雇用契約は終了します(民法第627条)。

有期雇用など、あらかじめ雇用期間が契約で決まっている場合には、やむを得ない事情がない限り、雇用契約期間中に解約するには労使双方の合意が必要です。なお、期間満了前に退職した場合に違約金を支払う旨の労働契約は、労働基準法第16条により禁じられていますが、労働者の一方的な退職により現実に損害が発生した場合には、会社から損害賠償を請求されることがあります。

※辞める理由によっては、直ちに契約を解除できる場合があります。例えば、明示された労働条件と実際の労働条件が違う場合には、労働者は直ちに契約を解除することができます(労働基準法第15条第2項)。

質問2

解雇や退職勧奨により退職したにもかかわらず、会社から発行された離職票には「自己都合」と記載されていました。どうしたらよいですか？

回答2

離職理由により、労働者(離職者)は失業給付の受給で大きな不利益を被ることになります。事業主と労働者(離職者)の離職理由の主張が異なり、公共職業安定所の行った行政処分(例えば、離職理由を「自己都合」や「会社都合」と判断する等の処分)に異議がある場合、公共職業安定所で異議申し立て(審査請求)をする制度があり、それぞれの主張を確認できる資料によって事実確認を行い、最終的に判断されますが、その主張を裏付ける証拠がない場合、離職理由を変更することは困難です。

こうしたトラブルを発生させないためには、退職時に労働基準法第22条に基づく退職理由証明書の交付を受けておくことが重要です。

滋賀県労働相談所

電話番号 077-511-1402

0120-967164 (フリーアクセスは、滋賀県内固定電話(もしくは公衆電話)からのみ
利用可能です。)

開設時間 月曜日～金曜日(平日) 10時～20時(12:30～13:30は除く)

月曜日～金曜日(祝日) 17時～20時

土・日曜日 10時～16時(12:30～13:30は除く)

場 所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階 (面談相談は事前連絡が必要です)

平成26年 年末一時金受結状況の結果

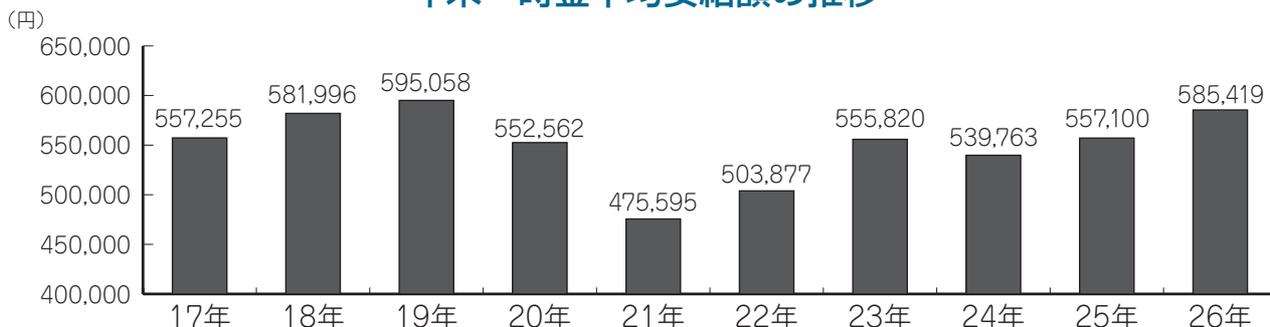
この調査は、安定した労使関係確立の基礎資料とするため滋賀県が毎年行っています。平成26年の調査では、滋賀県内のすべての民間労働組合（平成25年6月30日現在635組合）を対象として実施し、平成26年12月31日現在で受結した旨報告のあった組合のうち、受結額が判明している295組合について集計しました。

全規模・全産業の平均受結額は585,419円となり、前年同期に比べて28,319円上回りました。

前年・今年ともに受結額が判明している245組合の平均受結額は575,821円となり、前年同期に比べて14,336円上回りました。

| 前年・今年とも額が判明している245組合による対前年比較 | 全産業・全規模平均 | | | | |
|------------------------------|-----------|-----------|---------|---------|---------|
| | 従業員300人未満 | 従業員300人以上 | 製造業平均 | 非製造業平均 | |
| 受 結 額 (円) | 575,821 | 452,078 | 634,711 | 581,093 | 569,456 |
| 前 年 受 結 額 (円) | 561,485 | 435,481 | 621,452 | 563,326 | 559,264 |
| 前 年 同 期 差 (円) | 14,336 | 16,597 | 13,259 | 17,767 | 10,192 |
| (対 前 年 増 減 比 , %) | 2.55 | 3.81 | 2.13 | 3.15 | 1.82 |

年末一時金平均受結額の推移



※1 平成24年以前は県内民間労働組合の約3割を、平成25年以降はすべての県内民間労働組合を対象に実施しています。

※2 経年推移は全体集計結果です。

※3 対前年比較は、有効回答のうち前年・今年とも額が判明している245組合について行いました。

平成26年労働組合基礎調査の結果

厚生労働省では全国の労働組合の組織状況を把握するため、毎年6月30日現在で調査を行っています。平成26年の滋賀県の集計結果がまとまりましたのでお知らせします。

結果の詳細については、県庁ホームページの労働雇用政策課のページをご覧ください。

1. 労働組合数および組合員数の状況

単位労働組合における組合数は735組合となり、前年の738組合より3組合減少しました（0.4%減）。

組合員数は99,155人となり、前年の100,478人より1,323人減少しました（1.3%減）。

2. 産業別労働組合数および組合員数の状況

産業別に組合数を見ると、製造業が最も多く260組合で、全体の35.4%を占め、次いで卸売業・小売業（107組合、14.6%）、医療・福祉（68組合、9.3%）、公務（68組合、9.3%）、運輸業・郵便業（67組合、9.1%）の順となっています。

組合員数では製造業が最も多く56,172人で全体の56.7%を占め、次いで公務（9,875人、10.0%）、卸売業・小売業（5,624人、5.7%）の順となっています。

最近5年間の組合員数と組織率の推移

| 調査年 | 組合員数 (人) | 本県推定組織率 (%) | 全国推定組織率 (%) |
|-------|----------|-------------|-------------|
| 平成22年 | 102,131 | 17.3 | 18.5 |
| 平成23年 | 101,010 | 16.9 | 18.1 ※ |
| 平成24年 | 101,360 | 16.9 | 17.9 |
| 平成25年 | 100,478 | 16.6 | 17.7 |
| 平成26年 | 99,155 | 16.3 | 17.5 |

※平成23年の全国推定組織率は、平成24年4月に総務省統計局から公表された「労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計」の平成23年6月分の推計値を利用。

平成27年度労災保険率、労務費率等が改定されます

【労災保険率・労務費率】

平成27年4月1日から「労災保険率」、「労務費率」並びに「有期事業に係る労働保険料の取扱い」が改定されることとなりました。

労災保険率は平成27年度の概算・確定保険料から、労務費率並びに有期事業に係る労働保険料の取扱いは平成27年4月1日以降工事完了となる事業から対象となります。

平成27年度の労災保険率、労務費率については、滋賀労働局のホームページをご覧ください。

【有期事業に係る労働保険料の取扱いについて】

請負金額は、消費税額を含まないものとなります。

労働保険料の算出にあたっては、**請負金額(消費税を含まない)**に新労務費率を乗じた額(千円未満切捨て)に新労災保険率を乗してください。

また、賃金総額の算定に当たり、請負金額(消費税を含む)に108分の105を乗じている暫定的な措置は、平成27年3月31日までの工事完了の事業に限ります。

【ホームページアドレス】

<http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/> (新着情報) をご覧ください。

もしくは、

【問い合わせ先】 滋賀労働局労働保険徴収室 ☎077-522-6520

滋賀県求職者総合支援センターにおける生活相談と通訳業務の終了のお知らせ

滋賀県求職者総合支援センターでは、外国人を含む求職者の生活と就労の支援を図るため、生活相談と通訳業務(スペイン語、ポルトガル語、タガログ語)、および職業紹介をワンストップで実施してきましたが、生活困窮者自立支援法の施行により平成26年度末をもって**生活相談と通訳業務**を終了いたします。なお、併設しているハローワークは引き続き運営します。

生活や仕事探しにお困りの日本国籍の方

| | | |
|--------------|---|-----------|
| 今年度までの窓口 | 滋賀県求職者総合支援センター | |
| | 生活相談 | 職業相談・職業紹介 |
| ↓ | | |
| 平成27年4月からの窓口 | ・各市の福祉事務所が設置する窓口 ・湖東、東近江健康福祉事務所が設置する窓口 | 継続して実施 |

生活や仕事探しにお困りの外国籍の方

| | | |
|--------------|---------------------------|-----------|
| 今年度までの窓口 | 滋賀県求職者総合支援センター | |
| | 生活相談 | 職業相談・職業紹介 |
| ↓ | | |
| 平成27年4月からの窓口 | ・各市町の担当窓口 ・(公財)滋賀県国際協会 | 各ハローワーク |

お問い合わせ先

**滋賀県商工観光労働部
労働雇用政策課**
TEL: 077-528-3759

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町 4-1-1

TEL: 077-528-3751

FAX: 077-528-4873

<http://www.pref.shiga.lg.jp/> E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp